

平成29年度 第5回 平塚市介護保険運営協議会 会議録

平成30年3月28日(水) 13:30~15:00

市庁舎本館6階 619会議室

出席者(委員)

上野会長 前田副会長 熊澤委員 渡辺委員 尾上委員 西澤委員 大畑委員

柳川委員 小幡委員 内田委員 増井委員 石内委員 船水委員

(13名出席 欠席 古尾谷委員 井上委員)

(事務局)

津田福祉部長

(介護保険課) 小林介護保険課長 荒課長代理 宮代担当長 細谷担当長

高橋主管 田中主任 吉川主事 高橋主事

(地域包括ケア推進課) 杉山担当長

I 開会

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており、平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により会議は成立。また、傍聴者はなし。

II 議事

報告1 平成29年度介護保険事業の施行状況について

資料1に基づき、平成29年度介護保険事業の施行状況について、事務局より説明。

委員 介護保険料の収納率について、特別徴収は年金からの徴収で100パーセントだが、普通徴収はどうか。

事務局 普通徴収の実績は平成28年度、87.38パーセントである。

委員 資料の施設サービスについて、要介護度別受給者数も掲載した方がわかりやすいと思う。

事務局 御指摘のとおり検討させていただきたい。

報告2 平成30年度介護保険事業特別会計予算等について

資料2に基づき、平成29年度介護保険事業特別会計予算等について、事務局より説明。

(質問・意見) 特になし。

報告3 平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第7期])について

平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第7期])、資料3-1及び3-2に基づき、事務局より説明。

委員 地域包括ケア「見える化」システムは誰でもインターネット等で閲覧することができるのか。

事務局 国のシステムであり登録が必要となるが、誰でも利用可能となっている。資料3-2に掲載したデータについても、登録により誰でも閲覧することができる。

委員 このシステムを使って、他市町村と比べて施設数が多いから受給者数も多い等、その他の考察を教えてください。

事務局 資料3-1の6ページを御覧いただきたい。本市は訪問看護や通所介護、福祉用具貸与の給付月額が全国よりも大きく、在宅サービスの利用が多いと考える。

第7期計画の108ページに記載しているが、適正なサービス利用を提供するため、目標を掲げて介護給付適正化事業に取り組んでいく。

委員 「見える化」システムを活用しながら、給付適正化を進めていくということか。

事務局 第7期計画策定後もシステムを活用し、計画の進行管理を行い給付適正化に取り組むたい。

委員 「見える化」システムによる分析の際、「在宅サービス」、「居住系サービス」、「施設サービス」と分類している。それぞれがどのサービスを含むのか説明してほしい。第7期計画の中でも、一部箇所と同じ用語を使用しているので、説明が必要だと考える。

事務局 第7期計画の106ページで、各サービスについて記載している。今後、「見える化」システムの分析はホームページに掲載予定だが、わかりやすいよう修正させていただきたい。

報告4 居宅介護支援事業所に係る権限移譲について

資料4に基づき、居宅介護支援事業所に係る権限移譲とそれに伴う条例制定の概要について、事務局より説明。

委員 条例名称の「平塚市指定居宅介護支援等」の等とは何を含むのか。

事務局 第33条で、基準該当居宅介護支援の事業に係る準用について定めているためである。

委員 指定介護予防支援事業所の指定、管理は既に市で実施しているはずだが、介護と介護予防を同一の条例で定めないのか。

事務局 指定介護予防支援事業所は、地域包括支援センターが担っている。基準等に係る条例は別に制定している。

報告5 地域密着型サービス事業所の指定等について

資料5に基づき、地域密着型通所介護及び小規模多機能型居宅介護の指定更新、地域密着型通所介護の廃止について、事務局より説明。

委員 事業所の名称が「相談センター」だが、地域密着型通所介護事業所なのか。

事務局 そのとおりである。同じ名称で居宅介護支援事業所の指定も受けている。

委員 事業所の指定更新は何年ごとに行うのか。

事務局 6年である。

委員 今回該当する事業所について、何度目の更新なのか。

事務局 「小規模多機能型居宅介護施設 あかね」は初めての更新となる。地域密着型通所介護事業所については、当初、県で指定を行っていた。地域密着型サービスは平成18年度に創設され、平成28年度から地域密着型通所介護が加わり、事業所の指定を市で開始した。

その他

- ・平成30年度介護保険リーフレットについて
平成30年度の制度改正に伴いリーフレットを作成し、市内全戸へ配布する。
- ・介護保険運営協議会委員の改選及び公募について
任期満了に伴い、協議会委員の改選を行う。また、公募委員も募集している。

Ⅲ 閉会